



☞総論編のおさらい①

受験勉強における基本知識の操縦法を2つの視点から把握し、具体 ⇔抽象を必要とする意義を理解する

①(使える化)具体⇒抽象

総論①

(市販の)テキストや問題集は数多く存在するが、資格試験において<u>それらの教材を使ってどのように基本知識(=使える知識)を習得</u>すべきかについて理解する

⇒ 最初に使える知識の作られ方(=受験指導校のノウハウ)を把握した上で、試験合格に必要となる基本知識を記憶

②(解ける化)抽象⇒具体

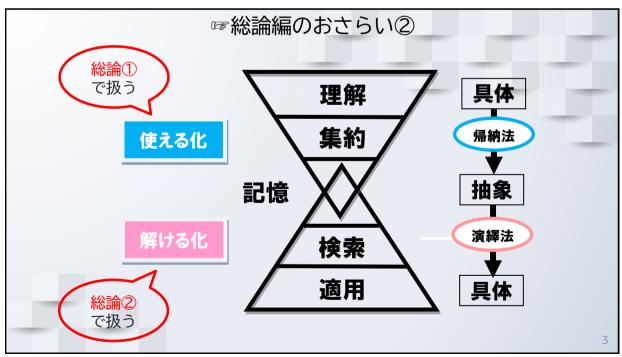
総論②

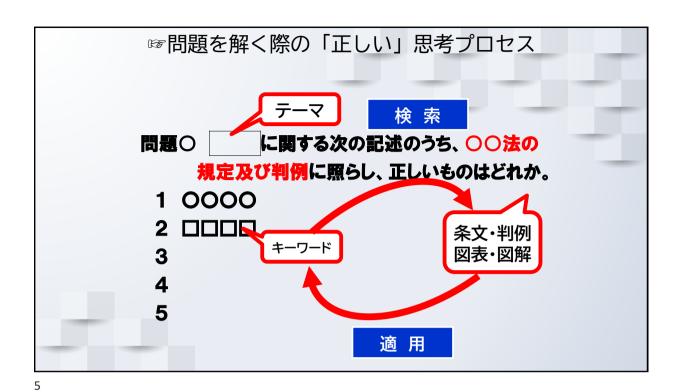
試験問題を解くに際し、<u>記憶した基本知識をどのように操って問題</u> (特に具体的事例問題)を解くべきかについて理解する

⇒ 問題文中の(隠された)テーマ・論点を検索し、当該テーマ等 に関連する知識を脳内から正確かつ迅速に引き出して解答

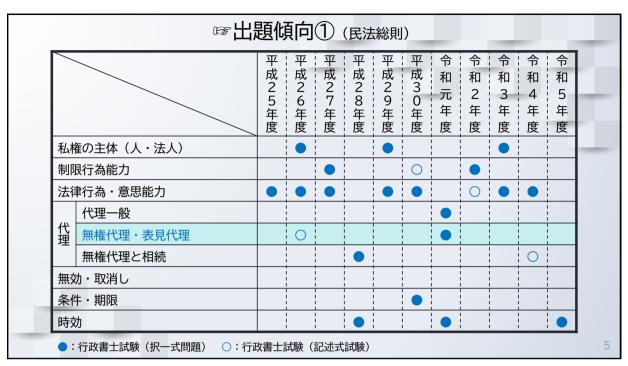
7

3

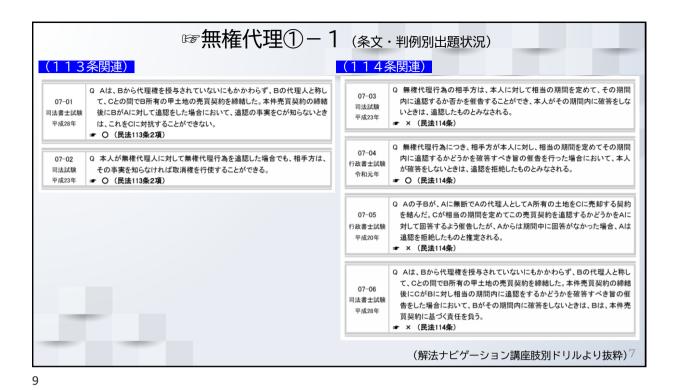




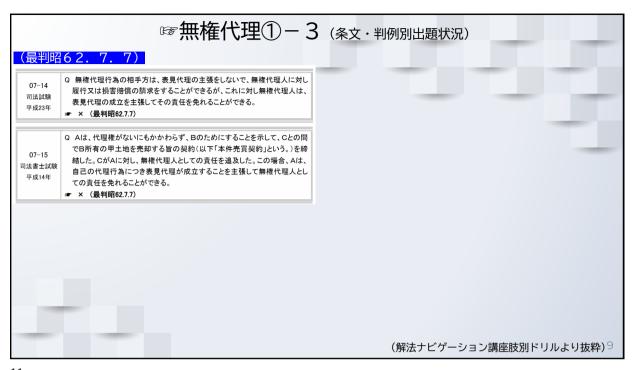








☞無権代理(1) - 2 (条文·判例別出題状況) (115条関連) (117条関連) 07-07 Q 無権代理行為につき、相手方はこれを取り消すことができるが、この取消し Q Aは、Bの代理人と称して、Cとの間でBの所有する土地をCに売却する旨 行政書士試験 は本人が追認しない間に行わなければならない。 の売買契約を締結したが、実際にはその契約を締結する代理権を有してい 令和元年 ○ (民法115条本文) 司法試験 なかった。AがCに対する無権代理人の責任を負う場合、Aは売買契約の履 令和2年 行をするか、又は損害賠償責任を負うかを自ら選択することができる。 Q Aの子Bが、Aに無断でAの代理人としてA所有の土地をCに売却する契約 07-08 を結んだ。CはAが追認した後であっても、この売買契約を取り消すことがで 行政書士試験 Q Aは、Bの代理人と称して、Cとの間でBの所有する土地をCに売却する旨 きる。 平成20年 の売買契約を締結したが、実際にはその契約を締結する代理権を有してい 司法試験 なかった。Bが売買契約を追認した場合、AはCに対する無権代理人の責任 令和2年 を負わない。 Q Aは、代理権がないにもかかわらず、Bのためにすることを示して、Cとの間 ☞ 〇 (民法117条1項) 07-09 でB所有の甲土地を売却する旨の契約(以下「本件売買契約」という。)を締 結した。Cは、本件売買契約を締結したときに、Aに代理権がないことを知っ 司法書士試験 Q 無権代理人が本人の追認を得ることができなかったときは、代理権の不存 平成14年 ていた。この場合、Cは、本件売買契約を取り消すことはできない。 07-12 在につき善意無過失の相手方は、無権代理人に損害賠償を請求することが 司法試験 できる。 平成24年 Q Aは、Bの代理人と称して、Cとの間でBの所有する土地をCに売却する旨 の売買契約を締結したが、実際にはその契約を締結する代理権を有してい なかった。代理権を有しないことを知らないことにつきCに過失がある場合、 司法試験 Aは、自己に代理権がないことを知っていたときであっても、Cに対する無権 代理人の責任を負わない。 (解法ナビゲーション講座肢別ドリルより抜粋)⊗



☞無権代理②-1 (まとめ表=使えるツール) 本人の採りうる手段 本人が無権代理行為を追認すれば、本人に効果が帰属する。 (113条1項) 無権代理行為であっても、本人にとって有利な場合もあるからである。追認は、別段の意思表示がない場 合、契約の時に遡ってその効力を生じる。<mark>(1 1 6条本文)</mark>ただし、第三者の権利を害することはできな ①追認 い。(116条ただし書) なお、追認は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することはできない。もっとも、相手方が 追認のあったことを知ったときは、対抗することができる。 (113条2項) ②追認拒絶 本人が追認を拒絶すれば、無権代理行為は本人に効果帰属しない。 無権代理人の採りうる手段 無権代理人は表見 例 (最判昭62.7.7) 代理の成立を主張 し、自己の無権代 理人の責任を免れ 表見代理が成立する場合であっても、相手方は、無権代理人の責任を追及することができ、無権代理人は、表見代 理の成立要件を主張立証して、自己の責任を免れることは許されない。 ることができるか (重要ポイントノートより抜粋) 10

★ 無権代理3 - 1 (解ける化-変換不要型問題編) <平成23年司法試験問題> 第3問 Aが<mark>無権代理</mark>に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しい ものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。 ア.本人が<mark>無権代理人</mark>に対して<mark>無権代理行為</mark>を追認した場合でも,相手方は,その事実を知ら なければ取消権を行使することができる。 (113条2項) イ. 無権代理行為の相手方は、本人に対して相当の期間を定めて、その期間内に追認するか否 かを催告することができ、本人がその期間内に確答をしないときは、追認したものとみなさ れる。(114条) 蝉 ウ.<mark>無権代理行為</mark>の相手方は,表見代理の主張をしないで,<mark>無権代理人</mark>に対し履行又は損害賠 償の請求をすることができるが,これに対し<mark>無権代理人</mark>は,表見代理の成立を主張してその 責任を免れることができる。 (最判昭62.7.7) エ.<mark>無権代理人</mark>が本人を代理して第三者の貸金債務につき本人名義で連帯保証契約を締結した 後,本人が追認も追認拒絶もしないまま死亡し,<mark>無権代理人</mark>が他の者と共に本人を相続した 場合、他の共同相続人全員の追認がなくても、無権代理人が本人から相続により承継した部 権代理と 分について、<mark>無権代理行為</mark>は有効となる。 <mark>(最判平5.1.21)</mark> オ.<mark>無権代理人</mark>が本人所有の土地に抵当権を設定したため,本人が抵当権設定登記の抹消登記 請求訴訟を提起した後死亡し,無権代理人が本人を相続したとしても,無権代理行為は、有 相 効とならない。<mark>(最判平10.7.17)</mark> 続 1. アエ 2. アオ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ

☞無権代理③-2 (変換不要型解説編)

<合格者の思考プロセス>

- I. 問題処理力(正確性・迅速性)
- ●表示されたテーマから(法律構成を行い、)関係する諸法令の要件・効果 に当てはめて解答を導く
- ⇒ 無権代理に関する基本知識について、脳内の記憶を想起する(あの図表ね!)。

(ワンポイント)

- ●本問は「組合せ問題」であることから、<u>肢アを正しいと判断した段階で検討すべき</u> <u>肢は工orオに絞られる。</u>工orオは無権代理と相続に関する基本判例に関する知識問題 であり、肢工を正しくないと判断した段階で「2」を選択する
- ⇒ 合格者は知識量は少ないかもしれないが、<u>基本知識は使いこなせるレベルまで完</u> <u>璧に記憶しており</u>、本問のような基本問題では迷わず短時間で正解を導いている(そ の他の肢(本問ではイ・ウ・オ)を検討することによって時間を浪費しない、組合せ 問題の解き方の鉄則)

<mark>| <解答></mark> 「2」

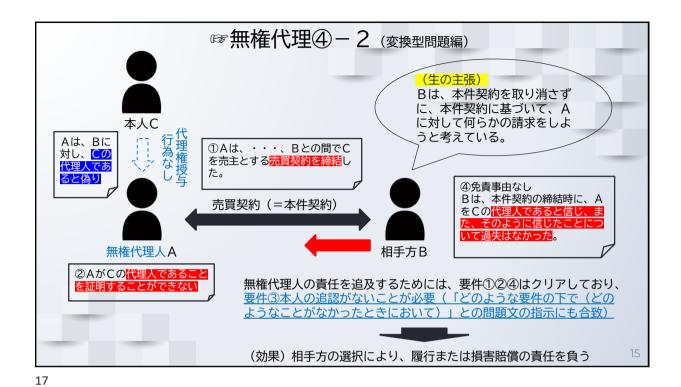
13

15

☞無権代理④-1 (変換型問題編)

<平成25年度行政書士試験問題>

問45 Aは、Bに対し、Cの代理人であると偽り、Bとの間でCを売主とする売買契約 (以下、「本件契約」という。)を締結した。ところが、CはAの存在を知らなかったが、このたびBがA・B間で締結された本件契約に基づいてCに対して履行を求めてきたので、Cは、Bからその経緯を聞き、はじめてAの存在を知るに至った。他方、Bは、本件契約の締結時に、AをCの代理人であると信じ、また、そのように信じたことについて過失はなかった。Bは、本件契約を取り消さずに、本件契約に基づいて、Aに対して何らかの請求をしようと考えている。このような状況で、AがCの代理人であることを証明することができないときに、Bは、Aに対して、どのような要件の下で(どのようなことがなかったときにおいて)、どのような請求をすることができるか。「Bは、Aに対して、」に続けて、下線部について、40字程度で記述しなさい(「Bは、Aに対して、」は、40字程度の字数には入らない)。



☞無権代理④-3 (変換型問題編)

<合格者の思考プロセス>

- Ⅰ. 具体⇒抽象の変換力・テーマ検索力
- ●問題文に登場する個々の具体的情報を瞬時に法令用語等(=抽象)に変換 しながら読める(問題を読む際に脳が思考停止しない)
- ⇒ 問題文1行目に<mark>「Cの代理人であると偽り」</mark>とあることから、<u>無権代理</u> <u>行為が行われた可能性を考える</u>(問題文中、無権代理という法律用語は登場しない)
- ●問題文を読んで当たりを付けたテーマ候補(本問では無権代理行為)から 迅速かつ正確に本テーマを絞り込んで法律構成を行う
- ⇒ 問題文6~7行目に「Aに対して何らかの請求をしようと考えている」 としてBの生の主張が記載されていることから、無権代理人に対する責任 追及(117条)を考える

16

☞無権代理④-4 (変換型問題編)

Ⅱ. 問題処理力(正確性・迅速性)

- ●表示されたテーマから(法律構成を行い、)関係する諸法令の要件・効果 に当てはめて解答を導く
- ⇒ 無権代理人に対する責任追及について、脳内の記憶(あの図表ね!)を 想起し、要件・効果を検討する(要件①②④は問題文に記載)

(ワンポイント)

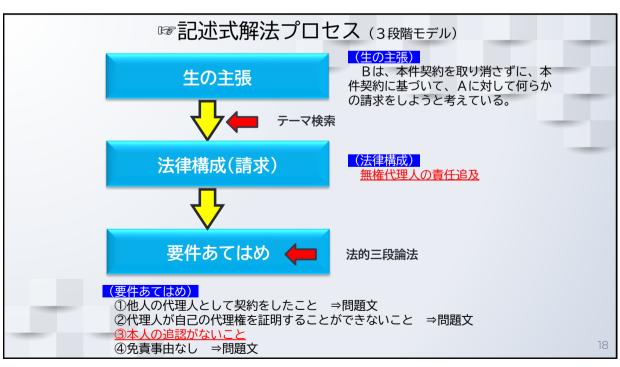
本問では、問題文中に「どのような要件の下で(<u>どのようなことがなかったときにおいて</u>)」との指示があることから、③<u>本人の追認がないこと</u>を要件として選択する(問題文の指示には必ず従うこと)

<模範解答>

¦ AがCの追認を得ることができなかったときは、履行又は損害賠償の請求; をすることができる。(43字)

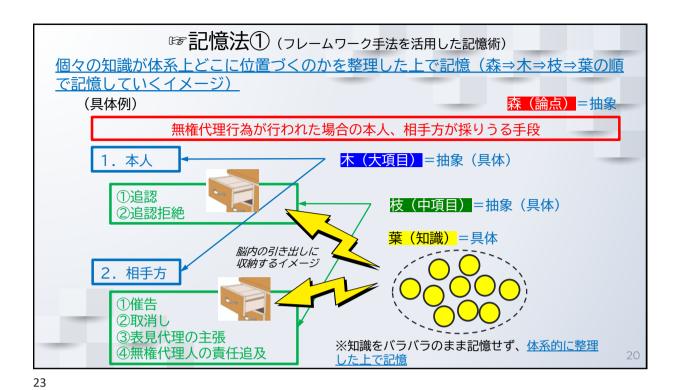
17

19



記述式に強くなる! リーターズゼミタ 期生 辰已・東京本校 LIVE/ オンライン LIVE (Zoom) ①双方向による事例問題の解き方・アプローチ法を伝授! ②リーダーズ式☆総整理ノートによる記憶の選択と集中 ③合格後の開業に向けた人脈づくりの「場」 リーダーズゼミ説明会 YouTube にて配信予定(約20分)担当:山田斉明講師 ● プレゼミ(無料) オンラインLIVE 4/7(日)





☞記憶法② (令和5年度本試験問題)

<令和5年度行政書士試験問題>

問題46 Aは、Aが所有する土地上に住宅を建築する旨の建築請負契約(以下「本件契約」という。)を工務店Bとの間で締結した。本件契約においては、Bの供する材料を用い、また、同住宅の設計もBに委ねることとされた。本件契約から6か月経過後に、Aは、請負代金全額の支払いと引き換えに、完成した住宅の引渡しを受けた。しかし、その引渡し直後に、当該住宅の雨漏りが3か所生じていることが判明し、Aは、そのことを直ちにBに通知した。この場合において、民法の規定に照らし、Aが、Bに対し、権利行使ができる根拠を示した上で、AのBに対する修補請求以外の3つの権利行使の方法について、40字程度で記述しなさい。

<模範解答>

i <mark>契約不適合責任</mark>を根拠に、<mark>報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除</mark>を主張する i ことができる。(43字)



本問は、変換型問題であるが、<u>木(=契約不適合責任)、枝(=</u>報酬減額請求、損害賠償請求、契約の解除)の知識だけで正解できる問題!

